

復興庁や文科省の出したパンフは ウソばかり!

黒田 節子



「にっこり笑っている人には放射能は来ない」と、あの山下俊一がいったのは2011年、未曾有の福島第一原発事故直後からである。その後、彼は数々の名(迷)言を残しているが、あれから間もなく8年を迎えようとしている今日もまた、人々をごまかし、迷わせ、愚弄する「専門家」たちと、彼らを後押しする国の基本的な姿勢はまったく変わっていない。特に、ふんだんにあるお金(血税だ)と、強固な官製ネットワークを使って発行・配布したパンフには、驚くべき内容が詰まっている。学校で地域で無料で配られるのだからたまらない。これを検証してウソを暴き出すことが重要だ。

以下、時系列に並べてみた。

◆ウソパンフは突然にできたものではなく、周到に計画・準備されてきたことを、まずは知っておこう。

復興庁の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」とそれに基づく「復興大臣からの指示事項」が、2017年12月12日に公表された。復興庁のこういう指示をしなさい、の要旨は以下の通りである。

①福島原発事故の放射線量では外部被曝・内部被曝とも「健康に影響の及ぶ数値ではな

い」

②放射線被曝により「遺伝性影響が出ることはない」

③100〜200mSv（ millisievert ）の被曝は「野菜不足や高塩分食品摂取」程度のリスクにすぎない

④福島県内の放射線量(空間線量率)は「大幅に低下」して「全国の主要都市とほぼ同水準」であるので、福島への修学旅行・教育旅行を広く実施するよう文科省・教師・旅行者者に要請

⑤福島県産の食品は「安全性が確保」されており、学校給食で使うよう要請する方針を示唆

⑥空間線量に乘算している現行の家屋遮蔽係数0.6は「3倍過大」であり0.2に引き下げるべき

⑦「健康影響は未だ結論が出ていない」というような「曖昧な表現」は「いたずらに不安を煽る」ので「シンプルに発信する」(要するに影響は「ない」とだけたたき込む放射線教育を実施する)

……等々。これを一読しただけでゾッとす。まさにこの「基本理念」に基づいて、その後のウソパンフやら専門家の本が出されて

いることがわかる。

「しあわせになるための『福島差別』論」

(池田香代子・開沼博・児玉一八・清水修二・他著) 2018年1月かもがわ出版

本書の主張は、先に紹介した復興庁の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」の宣伝に、科学者や文化人その他の知識人が積極的に対応して協力して書かれたものだ。「社会不安」や「不幸な心理」を科学的に現実の被害から説明するのではなく、放出された放射線の健康影響が「ある」という考えが人々の「心」を支配しているから、人々が「しあわせ」な状態に置かれているのだ、といっている。問題点をあげ、それに対する批判を「しあわせになるための『福島差別』論」(以下、「論」)……福島原発事故は、こと放射線被曝についての事実に関しては、健康影響の出ない程度であったというのが事実である。

↓驚くべきことに、分析も含めて何の論拠も挙げられていない。

(2)「論」……「被曝による健康影響はあるのかないのか」という問題に対して、これを判断する基準は「どちらが人々とりわけ被害者のしあわせにつながるか」ということであるべきだ。「放射線被曝による健康の影響はこれまででも、またこれからも考えられない」という結論が出るのが、福島県民にとって一番望ましい。被曝の健康影響が

……等々。これを一読しただけでゾッとす。まさにこの「基本理念」に基づいて、その後のウソパンフやら専門家の本が出されて

限りなくゼロに近かったと明言することで「人々がどれほど安堵するか」こそ「重視」するべきである。

↓放射線影響の科学から、信仰の領域に後退する。被曝影響が「ない」と信じれば「しあわせになれる」、すなわち放射線によって「しあわせに」病気になる「しあわせに」死んでいけるといっているのである。

*参考文献・A

■「放射線のホント」(2018年3月 復興庁)

これもひどい。全部データ。「放射線のウソ」と改題すべきだとの声があがったのは当然だ。「放射線は怖くないよ」と子どもたちをだますとんでもないパンフであり、放射線被曝を私たちに押し付けている。原子力開発を前提とした、被曝問題に関する国際的協調体制の最上段にいるICRP(国際放射線防護委員会)でさえ、公衆被曝の限度を年間1mSvと定めているのに、このパンフは「年1000mSvは安全・年20mSvで帰還」を私たち福島県民に強要し、原子力緊急事態宣言の下に棄民政策を「やさしく」説いているともいえる。

「放射線のホント」をめぐるっては、市民団

体が誤りを指摘し、厚生労働省が誤りを認めていたが、復興庁の吉野正芳大臣は18年8月、「間違った情報は記載していない」とこれを否定。大臣は全国高校PTA連合会大会に出席し、参加者全員に同冊子を配布。福島県への修学旅行を呼びかけてもいるという破廉恥ぶり。

■「小学生のための放射線副読本」放射線について学ぼう」と「中学生・高校生

のための放射線副読本」放射線について学ぼう」(2018年9月 文部科学省)

在籍の児童・生徒数に教師分を加えた部数
が、国から自動的に送られている。(ここでは、中学生・高校生のための放射線副読本について) 具体的には少なくとも次の4点が問題点として挙げられる。

①避難といじめの話は記述されているが、それらの原因である肝心の小児甲状腺がんなど、子どもや住民の健康破壊についての記述が一切なく、福島原発事故による被曝被害の現実が無視され、真実を記述していない。
②チェルノブイリ原発事故も含めて明らかになった放射線被曝の科学、内部被曝の危険

性が欠落している。

③低線量被曝と放射性微粒子の問題、とりわけ不溶性の微粒子の危険性が無視されている。「野菜不足や塩分の取り過ぎ」のリスクを放射線被曝リスクと同じく扱っているなど、人

を小馬鹿にした比較をしている。遺伝的な影響についても最初から「ない」と断言しているが、これは「事後の世代に継承されることが多い」が正しい。

④これまでほとんど無害のごとく扱われてきた、トリチウムを含む福島原発の汚染水の海洋放出の問題。トリチウムを依然として軽視するという誤りを続けている。

*参考文献・B

◆2018年12月11日、子ども脱被ばく裁判第17回口頭弁論が福島地裁で開廷された。

なんとその法廷内で、事故直後に山下俊一が福島市で行った講演記録の1時間以上のDVD上映が実現したのだ。私も傍聴席から見ているが、その画面の中で繰り返される例の語り口は、「毎時100μSvでも心配ないですよ」というもの。こうやって私たちが被曝させたのだと思うと、フツフツと怒りが蒸し返す。時が流れ、健康被害が誰の目にも明らかになっていく中で、山下教授を始めとする御用学者たちのウソが法廷でも追及される日が近いだろう。「次はDVDではなく本人だ!」として、私たちは息巻いている。

◆科学的真実というものは一介の生活者にはなかなか手が届かないものだったが、今やインターネットのおかげでたいの情報は得られるようになった。それにしても、事態を客観的に分析し、広く発信してくれる人がいなければ正しい情報も「市民の力」にはなり得ない。3・11後、山下教授のような人も



いれば、彼らとは真逆の専門家・ジャーナリストもいることを改めて知り、助けられている。捨てる神あれば拾う神あり。今回は山田耕作さん、渡辺悦司さんの論文から多くを参考にさせてもらっている。

さて、いずれにしても「見えない白い蛇に咬まれ続けている」(クリス・バズビー) 私たちが生命を傷つける全てのことには抵抗していくそのために学び、行動し、つながりを求め続けたいと思っています。

(2018年12月31日)

後記

*参考文献:A「しあわせになるための『福島差別』論」批判(2018年3月21日)

参考文献:B「中学生・高校生のための放射線副読本」の問題点(2018年12月1日)

…共に、山田耕作、渡辺悦司/著

*紹介したパンフと副読本の内容、それを批判する論文の詳細は、すべてネット検索可能。

*「放射線のホント」と「放射線副読本」に対して、撤回を求める署名活動が行なわれている。

大阪府茨木市では市議の追及により「放射線副読本」の学校への配布を止めている。

*2018年12月、少なくとも272人の甲状腺がんの疑いありと診断された患者がいることが判明。

(くろだ・せつこ/原発いらない福島の女たち)

運動の現場から

東海第二原発の運転延長を認めるな!

片岡 遼平



20年運転延長許可

2018年11月7日午前11時すぎ、原子力規制委員会は日本原子力発電株式会社(日本原電)・東海第二原発の20年間の運転延長、保安規定変更を許可した。原子力規制委員会が入る六本木ファーストビル前では、集まった市民が「運転延長反対!」「許可を取り消せ!」と怒りの声を上げた。

原子力規制委員会は、東海第二原発の運転期限までに間に合わせるため、新規制基準適合性審査のための原子炉設置変更を9月26日に認可、工事計画を10月18日に認可した。同時に並行で審査がすすめられていた運転期間延長、保安規定変更が認可され、再稼働に必要な審査はほぼ終了した。

そして11月27日、東海第二原発は営業運転開始から40年目を迎えた。この日、「とめよう!東海第二原発 首都圏連絡会」は、東京・神田の日本原電本社ビルで、デモとヒューマンチェーンによる包囲行動をおこなった。日本原電は、本社ビルの入り口に積み上げられた4万8000筆を超える反対署名を「当社の理念に反する」として一切受け取らなかった。

住民・自治体無視の日本原電

運転延長が許可されても、すぐに再稼働できるわけではない。再稼働には、日本原電が東海村と周辺5市(水戸市、那珂市、ひたちなか市、日立市、常陸太田市)の間で結んだ新安全協定「6市村同意」で、事前了解を得なければならぬ。しかし2018年11月7日、日本原電の和智信隆副社長は、安全協定について「拒否権という言葉はない」と発言した。これに対して6市村が強く反発し、11月24日の首長会合で発言を撤回し謝罪した。

ところが2019年1月8日、朝日新聞は「6市村の事前了解」についてのアンケートで、日本原電は「事前了解」を否定したと報じた。「6市村が納得するまで事前協議に感じるが、6市村から事前了解を得るという内容は含まれていない」などと回答した。運転延長が認可されて、日本原電は手のひらを返したように態度を一変させた。

2018年6月には水戸市議会会で反対の意見書が採択、10月には那珂市長が再稼働反対を表明した。このほか、茨城、埼玉、栃木、千葉、東京など首都圏59の自治体が、運転延長や再稼働に反対する意見書・請願を採択し